

# 探究型国際交流フィールドワーク in せんだい 実施業務委託

## 公募型プロポーザル方式による受託候補者特定実施要項

本要項は、「探究型国際交流フィールドワーク in せんだい実施業務（以下「本業務」という。）」を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により特定するにあたっての実施手続き等に必要な事項を定めるものとする。

### 1. 業務の目的

仙台市内在住の児童生徒が、多国籍のイングリッシュスピーカーと英語でコミュニケーションを取りながら、街中を探索し、様々なミッションをクリアしていく探究型国際交流フィールドワークを通じて、多様な文化や考え方への理解を深めたり、仙台の魅力を再発見したりする機会とする。

また、本市では、「国際的な視点に立った教育」の推進拠点となる学校外教育施設（仮称）仙台国際探究ラボをアエル8階に新設する。開設は令和8年12月を予定しており、本業務は新施設オープンこけら落としイベントとしても位置付けている。

### 2. 業務内容に関する事項

#### (1) 委託業務名

探究型国際交流フィールドワーク in せんだい実施業務

#### (2) 委託契約上限額

金 4,226,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額には、イベント内容企画、制作、運営、著作権等の権利関係の処理、参加児童生徒の保険、打合せ等一切の費用が含まれるものとする。

#### (3) 業務履行期間

契約締結日（令和8年9月上旬予定）～令和9年2月28日

#### (4) 業務内容の概要

別紙1仕様書のとおり

### 3. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要がある。

#### (1) 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されていること、または以下ア、イ、ウの各要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ② 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

- ③ 仙台市税の滞納がないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）により指名の停止を受けていないこと。
- (4) 共同事業体にあつては、一の代表事業者と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
  - ① 上記（1）から（4）までに掲げる要件をすべての構成員が満たしていること。
  - ② 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ③ 構成員が代表事業者に本市と折衝する行為等を委任していること。
  - ④ 参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - ⑤ 業務完了時まで代表事業者の変更がないこと。
  - ⑥ 参加表明書の提出時から契約締結時まで、構成員の変更がないこと。

#### 4. 実施スケジュール

本プロポーザルにおける契約締結までのスケジュールは次のとおりとする。

内容	日程・期限等
募集開始（公告）	令和 8 年 6 月 23 日（火）
質問受付期限	令和 8 年 6 月 30 日（火）17 時必着 （電子メールでのみ受付）
質問回答日	令和 8 年 7 月 6 日（月）まで （本市ホームページ掲載）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 7 月 10 日（金）17 時必着 （電子メールでのみ受付）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 21 日（火）17 時必着 （持参または郵送）
プレゼンテーション実施通知	令和 8 年 7 月 24 日（金）まで （電子メール施行）
プレゼンテーション及び質疑応答	令和 8 年 8 月 4 日（火） （詳細は上記実施通知に記載）
特定及び非特定結果通知	令和 8 年 8 月上旬予定
契約締結・業務開始	令和 8 年 9 月上旬予定

## 5. 企画提案における手続き等

### (1) 質問受付

企画提案書等の提出にあたり、以下のとおり質問を受け付ける。

- ① 受付期限：令和8年6月30日（火）17時00分必着
- ② 提出書類：様式1「質問票」
- ③ 提出方法：電子メール（送信後、担当課宛てに電話連絡すること。）
- ④ 提出先：本要領「9. 担当課」に記載の担当課メールアドレス宛て
  - ・電子メールのタイトルは「探究型国際交流フィールドワーク in せんだい 業務に関する質問（事業者名）」とすること。
- ⑤ 留意点
  - ・電子メール以外での質問及び質問票の提出は受け付けない。
  - ・本業務に関する質問は、参加表明書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。
  - ・質問票の内容に疑義が生じた場合は、市より質問者へ確認を行う場合がある。

### (2) 質問回答

質問を受け付けた場合、以下のとおり回答する。

- ① 回答日：令和8年7月6日（月）まで
- ② 回答方法：本市ホームページ（本書を公開しているページ）に回答を掲載する。
- ③ 留意点：
  - ・仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
  - ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
  - ・質問者の名称等については公表しない。

### (3) 参加表明書

- ① 提出期限：令和8年7月10日（金）17時必着
- ② 提出書類の提出方法
- ③ 提出方法：電子メール（送信後、担当課宛てに電話連絡すること）
- ④ 提出先：本要領「9. 担当課」に記載の担当課メールアドレス宛て
  - ・電子メールのタイトルは「探究型国際交流フィールドワーク in せんだい 業務に係るプロポーザル参加について（事業者名）」とすること。

提出書類
<ul style="list-style-type: none"><li>・様式2「参加表明書」</li><li>・会社の概要が分かる資料（パンフレットのデータやHPのURL等）</li></ul>

#### (4) 企画提案及びプレゼンテーション参加

本プロポーザルに参加する者は、以下の書類を提出すること。また、プレゼンテーション及び質疑応答に参加すること。

##### ① 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和8年7月21日（火）午後5時必着

イ 提出書類：

提出書類	部数
様式3「企画提案書等提出書」	1部
企画提案書	9部
見積価格提案書	9部
様式4「共同事業体結成に係る届出書」（共同事業体で参加する場合のみ）	1部

※仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されていない者のみ、以下の書類も提出すること。

提出書類	部数
様式5「暴力団排除に係る誓約書」	1部
履歴事項全部証明書の写し	1部

ウ 提出方法：持参または郵送

エ 提出先：本要領「9. 担当課」に記載の担当課宛て

・持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること。

・郵送の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。

なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。

##### ② 企画提案書等の作成方法

ア 企画提案書

・様式は任意とするが、「表紙」「目次」「本編」で構成のうえ1冊にまとめること。

・表紙には、題名として「探究型国際交流フィールドワーク in せんだい 業務委託企画提案書」と記載すること。

・目次には、参照先のページ番号を記載すること。

・別紙1「仕様書」を熟読のうえ、別紙2「採点基準表」に記載の評価項目及び基準に即して記載し、対応する評価項目等が分かるように作成すること。

・規格はA4判横向きで10ページ以内にまとめ、両面印刷長辺綴じ（白黒・カラー印刷は不問）、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。但し、図表等で対応が困難な場合は除く（A3判折込み等）。

イ 見積価格提案書

・様式は任意とする。

- ・経費の総額（消費税及び地方消費税を含む）を示すとともに、業務の要素ごとに費用内訳を示すこと。
- ・見積価格（税込）が委託契約上限額を超えないよう留意すること。

#### ウ 留意事項

- ・専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

### ③ プレゼンテーション及び質疑応答

ア 開催日時：令和8年8月4日（火）

イ 開催方法：詳細については、プレゼンテーション対象者に対して令和8年7月31日（金）までに別途電子メールにて通知する予定。

## 6. 企画提案書等の審査及び特定

審査及び評定、特定方法等については次に掲げるとおりとする。

### (1) 審査方法

企画提案書の審査は「探究型国際交流フィールドワーク in せんだい業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、後述（2）で示す評価基準及びプレゼンテーションをもとに審査を行うものとする。

なお、応募者多数の場合は、企画提案書等による書類選考を実施し、別紙2「採点評価表」の項目による審査により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール等により通知する。

### (2) 評価基準

評価項目及び評価基準は別紙2「採点評価表」のとおりとし、審査委員がそれぞれ 100点満点 で評価を行う。

### (3) 特定方法

審査委員会にて、評価基準の合計得点が最も高い提案者を受注候補者として特定する。同一点数により1者を特定できない場合には、別紙採点評価表【④企画内容】において合計得点が最も高い提案者を受注候補者として特定する。

### (4) 審査の除外

次のいずれかに該当する場合は、当該提案を無効とし、審査の対象から除外する。

- ① 金提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項、提出期限等に適合しない場合
- ② 見積額（税込）が業務委託限度額を上回っている場合

### (5) 結果通知

- ① 令和8年8月上旬（予定）に、プレゼンテーション参加者に特定及び非特定結果を書面により通知する。
- ② 特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土日祝日を除く。）以内に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

- ③ 非特定理由の説明請求への回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日（土日祝日を除く。）以内に、書面にて行う。

(6) 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、本業務への参加資格を失うものとする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 本要項「3. 参加資格要件」に示す要件を欠くことになった場合（契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。なお、受注候補者が参加資格を失った場合には、次点の者と手続きを行う。）

7. 契約方法

審査の結果特定された受注候補者と協議の上、仙台市契約規則に定める随意契約を締結する。受注候補者との契約が成立しない場合には、次順位の者と協議を行う。また、契約締結後は、受託者を本市ホームページで公表する。

なお、業務委託契約の締結にあたっては、特定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託内容及び契約金額について、本市の求めに応じ協議の上、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。

8. その他

その他に関する取扱いは次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類等の取扱い

- ・ 提出書類等は、返却せず、本市の責任において処分する。
- ・ 提出書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- ・ 提出書類等は、審査及び説明のため写しを作成し、使用することができるものとする。
- ・ 提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。

(2) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、以下により書類を提出すること。

- ・ 提出書類：様式6「辞退届」
- ・ 提出方法：電子メール（送信後、担当課宛てに電話連絡すること。）
- ・ 提出先：本要領「9. 担当課」に記載の担当課宛て

9. 担当課

本要領に記載する内容及びこれに附随する事項等についての担当課は次に掲げるとおりとする。

仙台市教育局学校教育推進部国際教育推進課 松岡・佐々木

住所：〒980-0802 仙台市青葉区上杉 1 丁目 5-12 (上杉分庁舎 13 階)

電話：022-214-8961 E-mail：kyo019215@city.sendai.jp